

広島県教育委員会規則第四号

広島県立高等学校等管理規則及び広島県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

広島県教育委員会

委員長 天野 肇

広島県立高等学校等管理規則及び広島県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

(広島県立高等学校等管理規則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校等管理規則(昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第六項を削る。

第十四条の次に次の一条を加える。

(専決又は代理決裁)

第十四条の二 校長は、教育長が別に定める基準に従い、その権限に属する事務の一部を職員に専決させ、又は代理決裁させることができる。

(広島県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第二条 広島県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(平成十五年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一教頭の部の次に次のように加える。

主幹教諭	①校務整理	校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を適切に整理すること。
	②教職員の育成	所掌する事務に関して、教職員に指導助言をし、能力の育成を行うこと。
	③学習指導	教科に関する知識・技能を有し、指導方法の工夫改善を行い、児童生徒の学力の定着・向上を図ること。 児童生徒の実態に応じた計画を立て、特性に応じて適切に、きめ細やかな指導を行うこと。
	④生徒指導等	生徒指導等に関する知識・技能を有し、児童生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていく態度や能力を育成すること。 教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒の好ましい人間関係を育て、児童生徒理解を深めること。
指導教諭	①教育指導に関する指導助言	教職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導助言を行うこと。
	②学習指導	教科に関する知識・技能を有し、指導方法の工夫改善を行い、児童生徒の学力の定着・向上を図ること。 児童生徒の実態に応じた計画を立て、特性に応じて適切に、きめ細やかな指導を行うこと。

③生徒指導等	生徒指導等に関する知識・技能を有し，児童生徒が自主的に判断，行動し積極的に自己を生かしていく態度や能力を育成すること。 教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒の好ましい人間関係を育て，児童生徒理解を深めること。
--------	--

別表第一に備考として次のように用いる。

備考 主幹教諭のうち「養護をつかさどる主幹教諭」及び「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭」に係る評価項目の③及び④は，それぞれ次のとおり取り扱う。

- (1) 養護をつかさどる主幹教諭について，評価項目③は「保健に関する指導」として，養護教諭の評価項目②を用い，評価項目④は「保健管理等」として，養護教諭の評価項目①及び③を併せて用いる。
- (2) 栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭について，評価項目③は「食に関する指導」として，栄養教諭の評価項目①を用い，評価項目④は「給食管理等」として，栄養教諭の評価項目②及び③を併せて用いる。

別表第三中

「 教 頭 」

や

「 教頭，主幹教諭，指導教諭 」

に定める。

別表第四中

教 頭	校 長	市町 委員 教育 会	市町 委員 教育 会	市町 委員 教育 会	市町 委員 教育 会	校 長
-----	-----	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	-----

や

教 頭	校 長	市町 委員 教育 会	市町 委員 教育 会	市町 委員 教育 会	市町 委員 教育 会	校 長
主幹教諭	教 頭	校 長	校 長	市町 委員 教育 会	校 長	校 長
指導教諭	教 頭	校 長	校 長	市町 委員 教育 会	校 長	校 長

に定める。

別記様式第二号の次に次の二様式を加える。

様式第2号の2 (第8条関係)

勤 務 評 定 書 定期・特別

\_\_\_\_\_ 教育委員会 印

(主幹教諭)

所 属	学校
所属コード	
通し番号	

職 名	ふ り が な 氏 名	性別	生 年 月 日	満年齢
主幹教諭		男・女	昭和 年 月 日	年 月

\_\_\_\_\_ 一次評定者 印

\_\_\_\_\_ 二次評定者 印

勤務成績

評定期間： 年 月 日～ 年 月 日

区 分	能 力		実 績		意 欲		特 記 事 項	
	一次 評定	二次 評定	一次 評定	二次 評定	一次 評定	二次 評定	一 次 評 定 者	二 次 評 定 者
校 務 整 理								
教 職 員 の 育 成								
学 習 指 導								
生 徒 指 導 等								

総 評 (換算点 \_\_\_\_\_ /180)

総合評定 (絶対)	S	A	B	C	D	総合所見
総合評定 (相対)	S	A	B	C	D	教育委員会所見

適 性 等

(1) 適 性	(2) 性格及び身体状況  【病休及び休職期間等】( 年 月 日～ 年 月 日)
---------	--

備考 勤務成績中の「学習指導」及び「生徒指導等」について、養護をつかさどる主幹教諭は、それぞれ「保健に関する指導」及び「保健管理等」とし、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭は、それぞれ「食に関する指導」及び「給食管理等」とする。

様式第2号の3 (第8条関係)

勤 務 評 定 書 定期・特別

\_\_\_\_\_ 教育委員会 印

(指導教諭)

所 属	学校
所属コード	
通し番号	

職 名	ふ り が な 氏 名	性別	生 年 月 日	満年齢
指導教諭		男・女	昭和 年 月 日	年 月

\_\_\_\_\_ 一次評定者 印

\_\_\_\_\_ 二次評定者 印

勤務成績

評定期間： 年 月 日～ 年 月 日

区 分	能 力		実 績		意 欲		特 記 事 項	
	一次 評定	二次 評定	一次 評定	二次 評定	一次 評定	二次 評定	一 次 評 定 者	二 次 評 定 者
教育指導に関する指導助言								
学 習 指 導								
生徒指導等								

総 評 (換算点 /180)

総合評定 (絶対)	S	A	B	C	D	総合所見
総合評定 (相対)	S	A	B	C	D	教育委員会所見

適 性 等

(1) 適 性	(2) 性格及び身体状況  【病休及び休職期間等】 ( 年 月 日～ 年 月 日)
---------	---

附 則

この教育委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。